

全日本吹奏楽コンクール山口県大会審査内規

山口県吹奏楽連盟

第1章 A部門

第1条（審査員）

審査員は7名とし、課題曲及び自由曲を同等の基準で評価する。

第2条（評価の基準）

審査員は、課題曲と自由曲をそれぞれ「技術」及び「表現」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

第3条（得点の集計）

評価は、次のような得点で集計し、順位を決定する。

1 得点

10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1

2 集計

各団体の課題曲と自由曲の「技術」と「表現」の各2項目の評価から、それぞれの最高点と最低点各1を除いた得点を合計する。（以下上下カットと称する。）

第4条（賞の決定）

- 1 理事長は、第3条の結果に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を金3：銀4：銅3とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の了承を得た上で、各賞を決定する。

第5条（コンクール大賞の決定）

- 1 コンクール大賞は、金賞受賞団体の中から最も得点の高い団体に贈る。ただし、最高点の団体数が複数の場合は、審査員の投票によって最終決定をする。
- 2 大学、職場・一般の部については、各部A部門のうち、最高点を得た団体を候補として、審査員の投票によって最終決定をする。

第2章 小編成部門及び小学生の部

第6条（審査員）

審査員は7名とし、自由曲のみを評価する。

第7条（評価の基準）

審査員は、自由曲について「技術」及び「表現」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

第8条（得点の集計）

評価は、次のような得点で集計し、順位を決定する。

1 得点

10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1

2 集計

得点を合計する。（上下カットを行う。）

第9条（賞の決定）

- 1 理事長は、第8条の結果に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を金3：銀4：銅3とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の了承を得た上で、各賞を決定する。

第10条（コンクール特賞の決定）

コンクール特賞は、金賞受賞団体の中から最も得点の高い団体に贈る。ただし、最高点の団体数が複数の場合は、審査員の投票によって最終決定をする。

第3章 B部門及びC部門

第11条（審査員）

審査員は7名とし、自由曲のみを評価する。

第12条（評価の基準）

審査員は、自由曲について「技術」及び「表現」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

第13条（得点の集計）

評価は、次のような得点で集計し、順位を決定する。

1 得点

10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1

2 集計

得点を合計する。（上下カットを行わない。）

第14条（賞の決定）

- 1 理事長は、第13条の結果に基づき、各部門ごとに優秀・優良の二段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を優秀3：優良7とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の了承を得た上で、各賞を決定する。

第4章 表彰

第15条（審査集計）

審査集計は、理事長並びに理事長から委託された役員及び実行委員会の審査担当役

員によって行う。

第16条（県代表団体の決定）

- 1 全日本吹奏楽コンクール中国大会に推薦する県代表団体の決定は、A部門及び小編成部門の出場団体の中から得点の高い順に行う。ただし、同点団体数が代表団体定数を上回る場合は、審査員の投票によって最終決定をする。
- 2 全日本小学生バンドフェスティバル中国大会（ステージパフォーマンス部門）に推薦する県代表団体の決定は、小学生の部の出場団体の中から得点の高い順に行う。ただし、同点団体数が代表団体定数を上回る場合は、審査員の投票によって最終決定をする。

第17条（審査結果の公表）

審査票及び評価の一覧表は、各出場団体に配付する。

第18条（内規の改定）

この内規は、常任理事会の議決により改定することができる。

補 則（決選投票の方法）

コンクール大賞、コンクール特賞並びに県代表団体の決定に際し、内規に定める要件を満たした団体数が定数を超える場合の決選投票の方法を、以下の通り定める。

1 コンクール大賞並びにコンクール特賞の決定

- (1) 投票は、審査員7名が行う。
- (2) 審査員は、内規に定める要件を満たした団体の中から1団体を投票用紙に記入し、投票する。その際、審査員は各が評価した点に即して投票することを原則とする。
- (3) 理事長は、投票により過半数を得た団体にコンクール大賞、コンクール特賞を贈る。
- (4) 投票により過半数を得る団体がなかった場合、最下位となった団体を除外して、再度投票を行う。ただし、最下位となる団体が複数となる場合は、その団体の中で候補として残したい団体を再度投票して決定する。

2 県代表団体の決定

- (1) 投票は、審査員7名が行う。
- (2) 審査員は、内規に定める要件を満たした団体の中から1団体を投票用紙に記入し、投票する。その際、審査員は各が評価した点に即して投票することを原則とする。
- (3) 理事長は、投票により過半数を得た団体を県代表団体として決定する。
- (4) 投票により過半数を得る団体がなかった場合、最下位となった団体を除外して、再度投票を行う。ただし、最下位となる団体が複数となる場合は、その中で候補として残したい団体を再度投票して決定する。
- (5) 県代表団体を複数決定する場合は、まず、上位に当たる団体を上記方法により決定する。その後に、その次に該当する団体を決定する。

- 付 則
- この規定は平成16年4月25日より効力を発する。
 - この規定は平成30年6月1日より効力を発する。(一部改定)
 - この規定は令和3年6月4日より効力を発する。(一部改定)
 - この規定は令和5年4月21日より効力を発する。(一部改定)
 - この規定は令和6年5月31日より効力を発する。(一部改定)